

岡山市立芥子山小学校 いじめ防止基本方針

◆ はじめに ◆

今、いじめの未然防止に向けて、学校の組織力を活かして取り組むことが求められており、そのためには、学校において、道徳教育や人権教育などの充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という風土を子どもたちの心の中に醸成・保持していくことや、体験活動などの様々な教育活動を計画的かつ総合的に実践することで、子どもたちにとって望ましい人間関係を構築したり社会性を身に付けていったりしながら、規範意識を育て、高めていくことが重要であると考えられている。

そのような取組を継続していく中で、教職員一人一人が適切なカウンセリングマインドをもち、子どもたちとの望ましい人間関係を構築しながら、心に寄り添った教育相談体制・内容を充実させ、「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうるもの」という危機意識をもって見守り続けることも重要である。

また、子どもたちをいじめに向かわせる要因として、「友人関係」と「勉強」という2つのストレスが考えられる。子どもたちは周囲との人間関係をうまく構築できず、孤独感を感じたり、居場所がないと思いついてしまったり、不適切な関係でしか人間関係を保てなくなってしまう末にストレスに陥ったりしてしまう。そして、無気力感から学習に対する意欲が減退し、学習にどんどんついていけなくなった挙げ句、毎日の授業が大きなストレスとなる。その結果、怠学傾向が出てきたり他人に対して攻撃的になったりして、そんな自分自身にストレスを感じてしまう場合もある。

これら、ストレスの要因を排除する視点から学校づくりに取り組むことが大切である。

例えば、子どもと子どもを「繋ぐ」取組、即ち、人間関係づくりを意図的・計画的に組み込んだ活動や社会体験など、多様な活動や行事をやり遂げていく中で求められるさまざまな能力（コミュニケーション能力、表現力など）を確かに育てていくという目標を設定して教育課程を編成することは、ストレス要因の排除という視点から、非常に有意義なことである。

さらに、特別支援教育の視点から、授業のユニバーサルデザイン化による「楽しい授業」「わかる授業」の創造、補充学習や個別指導などによる学力保障の具体的な取組を実施していくことは、子どもたちの自己有用感を向上させ、次の学びに向かおうとする意欲を高めることに繋がり、いじめの要因となるストレスの軽減に効果があると考えられる。

このようなコンセプトのもと、保護者や地域、関係諸機関との連携を強化しながら、教職員が一丸となり、子どもたちをいじめに向かわせない学校を創造していくことが重要であると考え、本基本方針を策定した。

◆ 本校が行ういじめの防止などに関する取組 ◆

1 いじめの未然防止のための取組の推進について

本校では教育活動全体を通じ、全ての子どもたちが「いじめは決して許されない」ことを理解できるように、子どもたちに豊かな情操や道徳心を育成し、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を培っていきます。

また、全ての子どもたちが笑顔で元気に登校し、自己有用感や充実感が感じられる楽しい学校生活を創造していくことも、未然防止の観点から重要だと考えています。

そのためには、いじめの未然防止に向けた計画的・継続的な指導が必要です。道徳教育や人権教育の推進や積極的な体験活動などの実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上など、多面的に教育を推進していくことが大切だと考えています。

(1)道徳教育・人権教育を充実し、豊かな心の育成に努めます！

学校教育活動全体を通して道徳教育・人権教育を推進し、社会性や規範意識、思いやりの心など、豊かな心の育成に努めます。

(2)体験活動などの教育活動を推進し、社会性を育みます！

自然体験活動や集団宿泊体験などの様々な体験活動を推進することを通して、子どもたちの豊かな情操やコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力などを育みます。

(3)子どもたちの主体的な活動を推進します！

いじめを許さない風土を子どもたちの中から醸成していくため、児童会活動などの自治活動を活性化させ、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や子ども同士で悩みを聞き合う活動など、子どもたちの主体的な活動を推進します。

(4)情報モラル教育に積極的に取り組みます！

インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応のため、発達段階に応じて、情報モラルを身に付けさせる情報モラル教育に積極的に取り組みます。

また、保護者に対しても、携帯電話などがもたらす様々な問題について、啓発を繰り返し、周知徹底を図ります。

(5)子どもたちがストレスを感じない学級・学校づくりを推進します！

子どもたちがいじめへ向かう要因の多くに、個々の抱えるストレスがあります。子どもたちの感じるストレスを軽減することは、いじめの未然防止のために非常に重要であるととらえています。

「楽しい授業」「わかる授業」の創造をめざして、学び合う集団づくりや個に応じた支援などの指導方法を工夫することで「学習に対するストレス」を軽減していきたいと考えています。さらに、学級づくりのプロセスにおいて、エンカウンターなどの手法を取り入れながら人間関係づくりに取り組んだり、さらには、ソーシャルスキル教育やストレスマネジメント教育を導入したりして、ストレスを感じない学級・学校づくりを推進します。

(6)教職員の資質向上をめざします！

心理や福祉の専門家などを有効活用し、教職員のカウンセリング能力などの向上をめざした研修を推進していくことで、いじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、教職員の資質の向上をめざします。

(7)地域や家庭との連携をより促進します！

保護者や地域の方々が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、体協・老人会・青少年育成協議会・高齢者福祉施設などの組織を、連携・協働しやすい体制に整備・構築することで、学校と地域、関係団体との連携をより促進していきます。

2 いじめの早期発見の取組の充実について

本校では、すべての教職員が「いじめはどこにでも、どの子にも起こりうるもの」という危機意識をもって子どもたちを見守り、あらゆる手立てを講じて、いじめの早期発見に努めます。

(1)教育相談体制の充実を図ります！

教職員は、適切なカウンセリングマインドをもち、子どもたちが何でも相談できる人間関係づくりに努めます。

また、いじめに関するアンケート調査を定期的に行うなど、子どもたちの実態を把握するための取組を積極的に行ったり、定期的な教育相談体制（個人面談の実施など）を充実させたりしていきます。

(2)校内の情報共有体制を整備します！

子どもたちのどんな小さな変化も見逃さない情報共有に関する方法・体制の充実を図り、担任だけの判断にとどまらない、得た情報の共有と整理とをしながら、組織的・積極的な指導支援を行うことのできる校内指導体制を整備します。

(3)地域や家庭への情報提供等を依頼します！

保護者や地域に対して、機会を捉えて啓発活動を行い、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡、情報を提供していただけるよう依頼します。

3 発生したいじめへの対応について

発生した事案について、いじめと認知したら、被害を受けた子どもへの支援を最優先としながら、関係する保護者と連携し、害を加えた子どもへの厳しい指導を行うとともに、いじめに向かわせた要因へ働きかける指導支援に取り組み、再発防止に努めます。

また、該当する子どもたちだけでなく、学級・学年・学校の問題として、いじめを許さない集団づくりにさらに強力に取り組んでいきます。

なお、発生したいじめのすべてを教育委員会へ報告するとともに、重大な事案については警察に相談・通報するなどの毅然とした対応を行います。

重大事案と思われるいじめの例

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 被害児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(1) いじめを認知した時点で、迅速に組織的に対応していきます！

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ対策委員会を招集し、教職員で情報を共有し、保護者と連携しながら、組織的に対応していきます。

(2) 事実の明確化に努めます！

いじめの実態については、多くの子どもたちが関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならぬ場合もあり、事実を明確にしていくことが難しいこともあります。関係者からの聞き取りやアンケート調査など、できる限りの手立てを用いながら、事実を明確にしていき、保護者に伝えていきます。

重大事態などの事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会などの介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査をしていきます。

(3) 被害を受けた子どもへの支援を最優先に取り組みます！

スクールカウンセラー等の専門家の支援も依頼しながら、被害を受けた子どもの心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取組について、被害を受けた子どもの保護者に対し、できるだけ明確に伝え、協力を仰ぎます。

(4) 毅然とした姿勢で害を加えた子どもへの指導支援を行います！

いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした対応で指導し、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により厳しい指導を行うとともに、害を加えた子どもをいじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な解決に向けた取組を行います。

また、保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけや心に寄り添った厳しい指導を依頼します。

(5) いじめの構造を意識して集団への指導も行います！

いじめには被害を受けた子どもと害を加えた子どもだけでなく、いじめが発生した所

属集団での「傍観者」的な子どもたちのいる集団の構造にも大きな問題があります。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団の醸成に努めるとともに、被害を受けた子どもを支えることができる風土を構築していきます。

(6)多様な外部人材を活用し、問題解決に努めます！

解決困難な重大事態などが発生した場合は、学校、教育委員会、弁護士・警察などの多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を整え、問題解決に努めます。

4 いじめに対応する校内組織の編成について

いじめの未然防止に向けた本校の取組や発生したいじめへの組織的な対応を推進するため、「いじめ対策委員会」を組織して、いじめ対策の不断の活性化に努めます。

この委員会は、校内の教職員だけでなく、外部の関係者にも参画していただくとともに、教育委員会とも連携をもちながら運営していきます。

【委員会の構成員】

- 校長 ○副校長 ○教頭 ○教務主任 ○生徒指導主事
 - 特別支援コーディネーター ○養護教諭
 - 教育相談主任（保健主事）
-
- スクールカウンセラー など

【委員会の役割】

- 学校のいじめ防止基本方針に基づく取組の計画・実施・反省・修正（PDCAサイクル）の中心となって活動していく。
- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正など、全教職員に働きかけながら取組をリードしていく。
- いじめの疑いに関する情報があつた時、
 - 緊急会議を招集して、いじめに関する情報の迅速な共有を図る。
 - いじめに関係があるとみられる子どもたちに対する事実関係の聴取を行う。
 - 指導・支援体制や対応方針を立案・決定する。
 - 保護者や地域・関係諸機関との連携や組織として対応するためのパイプ役となる。
- 全ての議事、情報に関して、綿密な記録と情報保管の役割を担う。